家の家族協定書
外ツ外沢 歴 正 百

(目的)

第1条 この協定書は、次の者が相互に責任ある経営への参加を通じて、合理的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

	氏名(経営者との関係)		氏名(経営者との関係)
甲	(本人)	丙	
乙	()	丁	()

(経営計画の策定)

第2条 〈 甲・乙・丙・丁 〉は協議の上、今後の資金計画・作付計画・施設導入・就業 条件の改善・生活等を内容とする農業経営計画及び、具体的なルールを内容とする計画 を話し合い、了解のもとで計画書を策定する。

(経営の役割分担)

第3条 経営部門のうち、生産部門などの管理は〈 甲・乙・丙・丁 〉が主体となって行い、生産部門管理など以外にかかる出荷部門などは〈 甲・乙・丙・丁 〉が主体となり 行う。

(簿記記帳は〈 甲・乙・丙・丁 〉が行い、労働日誌、生産記録、防除記録などの記帳 は〈 甲・乙・丙・丁 〉が行う。)

(収益の分配)

第4条 農業経営から生じた収益については、下記の金額を毎月_____日に〈甲・乙・丙・丁〉の個人名義の口座に振り込むものとする。

甲_____万円・乙_____万円・丙____万円・丁_____万円

収益が予定より上回った場合は、賞与として、〈 甲・乙・丙・丁 〉で協議し、臨時に振り込むことができるものとする。

配分額は、農業収益・経営計画に基づく企画労働・農作業労働等の従事状況等を勘案 し、毎年1回見直しを行うものとする。

(就業条件)

- 第5条 就業条件は、次のとおりとする。
 - ① 1日の労働時間(休憩時間を含む)については次を原則とし、農作業の繁閑により〈甲・乙・丙・丁〉で協議の上、延長又は短縮する。

甲	時間・乙	時間・丙	時間・丁	時間
1		n l⊟1 L 1		

2	休日については次を原則とし	、農作業の	繁閑、個	健康状態や他の位	仕事への従事	事状況等
	を踏まえ〈 甲・乙・丙・丁 〉	で協議し、	変更する	ることができる	ものとする。	また、
	正月・盆等の休日については、	〈 甲・乙・	丙・丁	〉で協議の上、	定めるもの	とする。

(将来の経営移譲)

第6条 〈 甲・乙・丙・丁 〉 が有する農業の経営権及び経営用資産については、将来、 〈 甲・乙・丙・丁 〉 の合意に基づき、行うものとする。

(その他)

第7条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が発生した場合は、 その都度、〈甲・乙・丙・丁〉で協議の上決定する。

(附則)

- 1 この協定書は、令和 年 月 日より実施する。
- 2 この協定書の有効期限は、実施の日より1年間とし、第4条の分配金について、協議が〈甲・乙・丙・丁〉の間で年1回行われることが条件となり、当事者から申し立てがない限り自動更新されるものとする。
- 3 この協定書は、_____通作成し、〈甲・乙・丙・丁・立会人〉が各1通を保有する。

令和 年 月 日

住	所	
甲		_
7 ,		
		•
<u>丙</u>		
T_		
立会	美人	